



2018年 JAF 東北ジムカーナ選手権 第1戦・第5戦・第8戦
2018年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ 第1戦・第7戦・第9戦
2018年 JMRC 全国オールスター選抜 第1戦・第5戦・第8戦
ENDLESS CUP ジムカーナ

ENDLESS CUP REGULATION

競技開催日

2018年 3月25日(日)

2018年 7月22日(日)

2018年10月 7日(日)

主催

菅生スポーツクラブ (SSC)

後援

株式会社エンドレスアドバンス

横浜ゴム株式会社

住友ゴム工業株式会社

株式会社ブリヂストン

公認

日本自動車連盟 (JAF)

協力

株式会社菅生

スポーツランド SUGO

第1条 競技会の定義および組織

2018年 JAF 東北ジムカーナ選手権 および 2018年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ(ENDLESS CUP)は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、JAF国内競技規則及びその付則、2018年 日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、および本競技会特別規則書に従い、準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

☆2018年3月25日(日)開催

2018年 JAF 東北ジムカーナ選手権 第1戦

2018年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ 第1戦 JMRC 全国オールスター選抜 第1戦

2018年 ENDLESS CUP ジムカーナ

JAF 組織許可番号：2018-6103

☆2018年7月22日(日)開催

2018年 JAF 東北ジムカーナ選手権 第5戦

2018年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ 第7戦 JMRC 全国オールスター選抜 第5戦

2018年 ENDLESS CUP ジムカーナ

JAF 組織許可番号：2018-6107

☆2018年10月7日(日)開催

2018年 JAF 東北ジムカーナ選手権 第8戦

2018年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ 第9戦 JMRC 全国オールスター選抜 第8戦

2018年 ENDLESS CUP ジムカーナ

JAF 組織許可番号：2018-6110

第3条 競技種目 ジムカーナ

第4条 競技会の格式 JAF 公認 準国内格式競技

第5条 競技会開催場所

スポーツランド SUGO 西コース

公認 No. 2018-I-0403

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1

TEL 0224-83-3116 FAX 0224-83-3697

第6条 オーガナイザー

JAF 公認クラブ 菅生スポーツクラブ (SSC)

代表者： 大谷 保志

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1

TEL 0224-83-3116 FAX 0224-83-5545

第7条 大会役員

大会会長	多田 栄治	(株式会社菅生 代表取締役社長)
組織委員長	大谷 保志	(菅生スポーツクラブ 代表)
組織副委員長	高橋 吉男	(株式会社菅生 モータースポーツ部 担当部長)
組織委員	柄本 茂美	(SSC)

第8条 競技会主要役員

審査委員長	藤本 康孝	(VICIC新潟 代表)
審査委員	村林 匡	(株式会社菅生 モータースポーツ部 課長)

競技長	大谷 保志	(SSC)
副競技長	柄本 茂美	(SSC)
コース委員長	佐々木 啓充	(SSC)
計時委員長	伊豫田 敬	(SSC)
技術委員長	工藤 治	(SSC)
救急委員長	伊豫田 美智世	(SSC)
パドック委員長	小笠原 紀	
医師団長	公式通知で発表	
事務局長	佐藤 悠太	(SSC)

第9条 参加申し込み、費用、期間

1) 申し込み先

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1 スポーツランド菅生西コース
菅生スポーツクラブ(SSC) ジムカーナエントリー係
TEL 0224-83-3116 FAX 0224-83-3697
e-mail sugo_west@sportsland-sugo.jp

2) 参加受付期間

第1戦 3月6日(火)～3月17日(土)

第5戦 7月3日(火)～7月14日(土)

第8戦 9月18日(火)～9月29日(土) ※期間内必着

3) 提出書類

所定の参加申し込み用紙ならびに改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。

4) 参加料(現金書留・郵便振替)

¥14,400- (JAF 選手権クラス) ¥12,400- (JMRC 東北シリーズ)

5) クローズドクラス ¥9,300- (CL クラス 仮会員費含む)

6) 公開練習参加料

¥1,100- (競技会参加申し込みと同時に行う事)

注:締め切りを超えて参加料が遅延した場合は延滞金一日につき¥1,100-ペナルティ料金が発生します。
ただし、開催日の3日前を限度とする。

第10条 サービスカー・サービス員

競技参加者はサービス員及びパドックに持ち込むサービスカーについて、登録を必要とする。

1) サービスカー登録料(1BOX まで)

1台 ¥2,100- (税込み)

2) サービス員登録料(パス、昼食付き)

1名 ¥1,600- (昼食込み)

登録したサービスカーは指定された駐車スペースに駐車すること。

積載車(無料)は専用駐車場に駐車すること。

第11条 競技&公開練習のタイムスケジュール

公開練習受付(Mパーク)	5:45 ～ 6:15
慣熟歩行	6:30 ～ 6:50
走行開始	7:00 ～ (1トライ)
競技会参加受付(菅生 西コースタワー2F)	7:00 ～ 8:00
公式車検	7:00 ～ 8:10
慣熟歩行	8:10 ～ 8:30
開会式・ドライバーズブリーフィング	8:35 ～ 8:50
第1ヒートスタート	9:00 ～
慣熟歩行	1ヒート終了後
第2ヒートスタート	慣熟歩行終了後
表彰式正式結果発表後	

第12条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所・・・パドック内掲示板
- 2) ドライバーズブリーフィング・開会式・表彰式会場・・・ガレージ上ブリーフィングルーム
- 3) ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第13条 競技の参加制限

最大参加台数は原則として制限しない。

第14条 参加車両・選手権部門およびクラス区分

2018年 JAF 国内競技車両規則に合致した車両で、尚且つ下記に合致した車両とする。

選手権クラス

部門	クラス	参加車両
PN 部門	PN1	気筒内積 1600cc 以下 2 輪駆動 (FF、FR) の PN 車両 ※1
	PN2	気筒内積 1600cc を超える 2 輪駆動 (FF、FR) の PN 車両 ※2
	PN3	PN1、PN2 に該当しない PN 車両 ※2
N・SA 部門	NSA-2WD	2 輪駆動の N 車両、SA 車両
SA・SAX 部門	SA-2WD	排気量制限なしの 2 輪駆動の SA・SAX 車両
	SA-4WD	排気量制限なしの 4 輪駆動の SA・SAX 車両
SC 部門	区分なし	SC 車両
AE 部門	区分なし	AE 車両

JMRC 東北シリーズ戦クラス

ナンバー付き車輛/B 車輛 (車検に適合する範囲で改造している車輛) まで参加可

クラス	参加車両
1 クラス	1,000cc 未満 (加給器付軽自動車も可) ※3
2 クラス	1,000cc 以上の前輪駆動の車両 ※3
3 クラス	1,000cc 以上の後輪駆動の車両 ※3
4 クラス	1,000cc 以上の 4 輪駆動の車両 ※3
5 クラス	排気量区分なし (S タイヤクラス)
6 クラス	クローズドクラス

※1 2014年 全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権 統一規則 第2章 第2条 2) を適用する。

※2 2018年 全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権 統一規則 第2章 第2条 2) を適用する。

※3 全てのクラスでオートマチック車輛で参加出来る。

下記タイヤの使用は認められない (選手権クラス N・SA 部門/AE 部門)。

使用が認められないタイヤ銘柄

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S・05D
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G・β02
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050・A052
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888・888R
製造者問わず	—	ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製、通称 S タイプ、縦溝のみのタイヤ、86/BRZ レース用タイヤ 等

第15条 参加資格

2018年 日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定 第13条に従う。

第16条 車両変更

2018年 日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定 第25条に従う。

第17条 信号合図

2018年 日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 第29条に従う。

第18条 順位の決定

2018年 日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 第30条に従う。

第19条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2018年 日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 第31条に従う。

第20条 参加受理

1) 参加受理・エントリーリストは基本的にEメールアドレスに通知します。

アドレスを記入しない場合は通知が出来ませんので、必ず記入すること。

また、不受理もしくは不成立の場合は、郵便または電話にて、その旨通知する。

2) 正式受理後の参加料は、競技会を中止した場合を除き返金されない。

第21条 一般安全規定

2018年 日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第22条 リタイヤ

リタイヤした後の車両の処置については競技役員に指示を仰ぐこと。

第23条 計時

スピード競技開催規定 第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第24条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。

2) 不正行為を行った者。

3) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理した場合。

第25条 賞典

選手権クラス： JAF 賞 1位～3位 JAF メダル 主催者賞 1位～6位 盾・副賞

JMRC 東北シリーズ戦クラス： 主催者賞 1位～6位 盾・副賞

賞典の制限

大会賞典は、各クラス最大6位までとし、参加台数の50%を超えない範囲とする。

第26条 遵守事項

2018年 日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 第33条に従う。

1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。

2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。

3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。

5) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第27条 抗議権

1) エントリーは自分が不当に処遇されていると判断する場合には、これに対して抗議する権利を有する。ただし本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。

2) 抗議は抗議申請書に抗議料を添え、競技長に提出しなければならない。

抗議料は、JAF 国内競技規則 付則 自動車競技に関する申請・手数料規定 第17条の通りとする。

- 3) 参加車両に対する抗議は、抗議対象となる1個所を明確に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解等に要した費用は技術委員長が算出する。

第28条 抗議の時間制限

- 1) 技術委員または再車検委員の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 競技中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、競技終了後30分以内に提出しなければならない
- 3) 競技結果に関する抗議は、暫定結果の発表後30分以内に提出しなければならない。
- 4) 競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 5) ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの1時間前 までとする。

第29条 抗議の裁定

- 1) 抗議審査に当たり、競技会審査委員会が必要に応じて関係当事者及び競技役員などを証人として召喚し、陳述を求めることができる。
- 2) 審査後直ちに裁定が下されない場合、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- 3) 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より関係当事者のみに口頭をもって通告し、その後公式通知もしくは、競技結果で公表される。
- 4) 抗議の関係当事者は競技会審査委員会の裁定結果に服さねばならないが、JAF 国内競技規則 第13章の規定に従って控訴することができる。

第30条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストは JAF およびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。
大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

本規則は2018年1月1日より施行する。

大会組織委員会